

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役 三車 厚二

TEL:06-946-8011

## 社員に賞金を出してやる気と節税を!

**Q** : 会社で経費節減運動をしています。社員からアイデアを出させ、よい提案には賞金を出したいと考えていますが、これは給与として取り扱われるのでしょうか。

**A** : 社員がいかにしてやる気を持つかは、経営者の日頃の悩みの一つのようなのです。

社員にやる気を起こさせるのは、やはり仕事に対する評価でしょう。そこに賞金もあれば一層やる気も湧くというもの。

さて、会社が社員になにがしかの金銭を支払うと、名目のいかんを問わず給料として扱われるのが原則です。会社側は給料も賞金も経費になりますが、受け取る社員側は給料であれば源泉税の対象となってしまいます。

しかし、賞金について一時所得として取り扱われれば節税の余地があります。

一時所得となる賞金は50万円までは無税扱いで、50万円を超しても超えた金額の半分しか課税されないからです。

＜一時所得となる賞金＞

- ① 仕事上の有益な発明や考案、創作をしたことにより、会社が特許権等を得たことに対し支払われるもの。
- ② 事務や作業の合理化、品質改善、経費の節約等に寄与したことに対し支払われるもの。
- ③ 災害や損害の防止に功績があった場合に支払われるもの。
- ④ 社会的に顕彰されて、会社の名を広め、栄誉を与えた者に支払うもの。

ただし②③の支払いを受ける者が、それを通常の職務としている場合には給与所得になります。

